

長岡市情報公開条例新旧対照表

改正後(案)	現行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例(<u>第1号</u>にあつては、次項を除く。)において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 情報 実施機関の職員が<u>職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)</u>であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、<u>当該実施機関が保有しているもの(以下「公文書」という。)</u>に記録された<u>情報</u>をいう。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>個人番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)</u>第2条第5項に規定する個人番号(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第13号に規定する住民票コードをいう。)以外のものを含む。)をいう。</p> <p>2 <u>次に掲げる本市の機関等の実施機関は、当該機関等の庶務をつかさどる部局が属する実施機関とする。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 情報 実施機関の職員が<u>その職務に関して作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、磁気テープその他これらに類する物</u>であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして<u>当該実施機関において管理しているもの(以下「公文書」という。)</u>に記録されたものをいう。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)

第138条の4第3項に規定する附属機関

(2) 法律若しくは政令又は条例(以下「法令等」という。)の規定に基づく機関等であつて、前項第1号に定める実施機関の複数にわたって設置されるもの又は同号に定める実施機関に属さないもの若しくはその属する同号に定める実施機関が明らかでないもの

(公開しない情報)

第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、公開しないものとする。

(1) 法令等の規定により公にし、開示し、又は提供することができないとされている情報

(2) 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

(アに統合)

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

(公開しない情報)

第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、公開しないものとする。

(1) 法令又は条例の規定により公開することができないとされている情報

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は条例の規定により何人でも閲覧することができる」とされている情報

イ 実施機関が公表することを目的として作成し、又は取得した情報

(追加)

(第2項へ移行)

ウ 当該個人が公務員等である場合に
おいて、当該情報とその職務の遂行
に係る情報であるときは、当該情報の
うち、当該公務員等の職及び氏名並
びに当該職務遂行の内容に係る部分

(第2項へ移行)

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報であって、次に掲げるもの。

ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(上記ただし書に統合)

ウ 法令又は条例の規定により行われた許可、認可、届出その他これらに相当する行為の際に実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの

エ 公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職及び氏名に関する情報(公開することにより当該公務員等の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合における当該公務員等の職及び氏名に関する情報を除く。)

オ 予算の執行に関する情報のうち、個人の職及び氏名に関する情報(公開することにより当該個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合における当該個人の職及び氏名に関する情報を除く。)

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の事業活動に明らかに不利益を与えることと認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から個人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要と認められる情報

イ 違法又は著しく不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある支障から個人の財産又は生活を保護す

(上記ただし書に統合)

ア 公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(削除)

(第5号へ移行)

(第6号へ移行)

るため、公開することが必要と認められる情報

ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの

(追加)

(追加)

(4) 市政執行に関する情報であって、次に掲げるもの

ア 実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国等(国、地方公共団体その他の公共団体(本市及び公立大学法人長岡造形大学を除く。))又は公共的団体をいう。以下同じ。)の機関との間における審議、調査、検討その他の意思形成過程における情報であって、公開することにより、公正又は円滑な意思形成に支障を生ずるおそれのあるもの

イ 実施機関又は国等の機関が行う争訟、交渉、監査、検査、取締り、入札、試験、職員の身分取扱いその他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の公正又は円滑な

(第5号へ移行)

(4) 公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその

執行が著しく妨げられるおそれのあるもの

(5) 実施機関と国等の機関との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれのあるもの

(6) 公開することにより、個人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれのある情報

(追加)

(追加)

発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

2 前項第2号本文の規定にかかわらず、次に掲げる情報は、公益上必要があると認められるときは、公開するものとする。

(1) 法令等の規定により行われた許可、認可、届出その他これらに相当する行為の際に実施機関が作成し、又は取得した情報

(2) 予算の執行に関する情報のうち、個人の職及び氏名に関する情報

3 次に掲げる情報は、第1項第2号に規定する個人に関する情報に含まれないものとする。

(1) 事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、その本人の個人番号に紐付けられていないもの

(2) 法人等の役員及び職員の職及び氏名に関する情報であって、その本人の個

(追加)

(追加)

人番号に紐付けられていないもの

4 前項第1号の情報を含む情報に係る第1項第3号の規定の適用については、同号中「法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報」とあるのは、「法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、その本人の個人番号に紐付けられていないもの」とする。

(裁量的公開)

第7条の2 実施機関は、公開の請求に係る情報に公開しない部分がある場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該情報を公開することができる。

(情報存否の応答拒否)

第7条の3 第5条第1項の規定により情報の公開の請求(以下「公開請求」という。)があつた場合で、当該公開請求に係る情報が存在しているかどうかを応答することで公開しない情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該情報の存否を明らかにしないで当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する決定等)

第9条 略

2～4 略

削除

(追加)

(追加)

(情報存否の応答拒否)

第7条の2 第5条第1項の規定により情報の公開の請求(以下「公開請求」という。)があつた場合で、当該公開請求に係る情報が存在しているかどうかを応答することで公開しない情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該情報の存否を明らかにしないで当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する決定等)

第9条 略

2～4 略

5 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る情報が第三者に関するものであるときは、あらかじめ当該第

三者の意見を聴くことができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

追加

第9条の2 公開請求に係る情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び請求者以外の者(以下この条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、当該公開請求に対する決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容等を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開請求に係る情報の全部又は一部を公開する決定(以下「公開の決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る当該第三者に関する情報の内容等を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている情報を公開しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第6条第1項第2号イ若しくは同項第3号ただし書又は同条第2項各号に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている情報を第7条の2の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の公開に反対の意

思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも7日間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(費用負担)

第11条 情報の写しの交付を受けるものは、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。ただし、市長は、公益のため必要があると認めるときは、当該費用を免除し、又は減額することができる。

(他の法令等との調整)

第17条 この条例の規定は、法律若しくは政令又は他の条例の規定により公文書の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付(以下「閲覧等」という。)の手続が定められている場合における当該公文書の閲覧等については、適用しない。

2 この条例の規定は、前項に規定するもののほか、図書館その他これに類する施設において現に市民の利用に供することを目的として管理している図書、文書、図画及び電磁的記録の閲覧等については、適用しない。

(費用負担)

第11条 情報の写しの交付を受けるものは、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(他の法令等との調整)

第17条 この条例の規定は、法令又は他の条例の規定により公文書の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付(以下「閲覧等」という。)の手続が定められている場合における当該公文書の閲覧等については、適用しない。

2 この条例の規定は、前項に規定するもののほか、図書館その他これに類する施設において現に市民の利用に供することを目的として管理している図書、図画、写真等の閲覧等については、適用しない。